

## 参考資料 2

# 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく 特定外来生物等の選定に係る学識経験者からの意見聴取要領

環境省  
農林水産省

## 第1 目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）第2条第4項及び附則第5条第2項並びに法第3条第1項の規定による特定外来生物被害防止基本方針に基づき、環境大臣及び農林水産大臣が、特定外来生物、要緊急対処特定外来生物又は法附則第5条第1項の規定により法第4条等の規定の適用を除外する特定外来生物の指定に係る政令の制定又は改廃に関する立案、未判定外来生物の指定及びその他関連する事項について、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴くために必要な事項を定める。

## 第2 学識経験者の選定

環境大臣及び農林水産大臣が、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の中から選定し、共同で委嘱する。

## 第3 意見聴取の手続について

特定外来生物等の選定に係る環境大臣及び農林水産大臣による学識経験者への意見聴取は、以下の手続により行うものとする。

1. 環境大臣及び農林水産大臣は、それぞれ、環境省自然環境局長並びに農林水産省技術総括審議官兼農林水産技術会議事務局長、消費・安全局長、生産局長、農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官（以下「農林水産省担当局長等」という。）に、委嘱した学識経験者からの意見を聴取させる。
2. 環境省自然環境局長及び農林水産省担当局長等は、原則として、環境大臣及び農林水産大臣から委嘱された学識経験者によって構成される「特定外来生物等専門家会合」（以下「会合」という。）を開催し、意見の聴取を行う。ただし、緊急に特定外来生物等の選定が求められる場合など、当該外来生物の特性に応じて会合形式による意見聴取が適当でないと認められる場合には、会合によらない意見聴取の形式によることができるものとする。
3. 意見の聴取に際しては、関係する専門家から得た情報や知見を活用するとともに、必要に応じ、当該生物の利用者等の関係者から得た情報や知見を検討するものとする。

4. 環境省自然環境局長及び農林水産省担当局長等は、会合（2のただし書きに該当する場合は当該意見聴取の形式）において集約された意見をもって、法第2条第3項の規定に基づき聴取された学識経験者の意見とする。

#### 第4 会合の運営

##### 1. 座長

- (1) 会合に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

##### 2. 会合の公開

会合の議事は、原則公開とする。

##### 3. 事務局

会合の事務局は、環境省及び農林水産省が共同で務める。

##### 4. 雜則

前各項に定めるもののほか、会合の運営に関し必要な事項は、座長が会合に諮って定める。